

午前10時00分 開 議

○委員長（桐生清太郎君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

ただいま天木市民生活課長から保留した答弁についての発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

天木市民生活課長。

○市民生活課長（天木秀夫君） おはようございます。きのう松浦委員からご質問ありました介護保険事業特別会計の中の紙おむつの給付事業委託についての件であります。これにつきまして、現在社会福祉協議会にこの事業を委託して実施しております。それで、23年度の委託関係でありますけれども、事務費を除いた紙おむつの購入、それから配達に係る経費ということで707万3,140円、これがおむつに実際に業者さんに支払った金額になりますけれども、このうち委員のおっしゃられる市内と市外の業者さんの区分ということでもありますけれども、23年度は市内1社、それから市外が1社ということで2社のほうに給付、それから配達をお願いしているということでもあります。それで、その707万3,140円のうち割合として43%ぐらいの金額を市内の業者、それから残りの57%が市外の業者に支払っているという状況であります。

なお、24年度につきましては、業者選定につきましては市内の業者2社、それから市外が1社ということで合わせて3社で行っているということでもあります。ただ、市内の業者から要望がありまして、その受けた市内の業者の店舗から近い範囲の地区をお願いしたいという申し出がありますものですから、黒川地区1社、それから中条地区1社、それからそのほかは市外の業者が築地と乙を受け持っているということで実施しているということでもありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、議事に入ります。

本日は、認定第13号から認定第15号までの公営企業会計計3件の質疑及び認定第2号から認定第15号までの各議案の採決並びに意見の聴取を行います。

それでは、認定第13号 平成23年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） おはようございます。それでは、認定第13号 平成23年度胎内市公共下水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、公共下水道事業の概況のほうからご説明申し上げます。決算書の10ページをお願いいたします。10ページの総括事項といたしましては、平成23年度末の処理人口、これは工事が終わって公共下水道が利用可能になった地区の人口というふうなことでございますけれども、平

成22年度と比較いたしまして40人、0.2%の減となりました。これは人口の減というふうなことでございます。2万550人、それから水洗化人口につきましては275人、1.9%の増というふうなことで、これは接続されている方の人口ですけれども、合わせて1万4,873人というふうなことでございます。また、工事の進捗率でございますけれども、全体人口に対する進捗率は0.5%向上いたしまして98.3%、また水洗化率、接続率につきましては1.5%向上いたしまして72.4%となりました。

次に、建設事業の状況でございますけれども、これは後ろの12ページから15ページにかけて詳細のほうを掲載してございますけれども、管渠築造工事といたしまして中条、それから城塚、つつじヶ丘、ほかに羽黒、住吉町、船戸、それから築地地内におきまして合わせて1,876メートルの管渠工事、それとマンホールポンプ1カ所の工事を実施してございます。また、平成22年度から着手してございます中条浄化センターの長寿命化対策工事といたしましては、汚泥貯留槽の防食被覆工事を実施いたしております。

次に、経営状況につきましては、決算書に従って説明をさせていただきますけれども、中には消費税込みの金額になっているものと消費税抜きの金額になっているものがございます。消費税込みのものについては、決算報告書、これは1ページから4ページまでですけれども、あと決算附属書類の先ほどの工事のほうの関係でございますけれども、12ページから15ページの工事及び設備、ここだけ消費税込みと、そのほかは消費税抜きの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますけれども、これにつきましては前の年度、22年度との比較ということでご説明させていただきますので、16ページのほうをお願いいたします。ちょうど真ん中辺の(2)、事業収入に関する事項でございますけれども、平成23年度の合計欄のほうでございますけれども、下水道事業収益が金額で6億766万3,123円ということで、前の年度、22年度と比較いたしまして217万2,764円、0.4%の減というふうなことでございます。収入の主なものといたしましては、下水道の使用料、これが一番大きいことで2億5,636万4,030円というふうなことで、前の年度と比較いたしまして224万9,730円、0.9%の増というふうなことでございます。また、料金の収納率、これにつきましては98.0%というふうなことで、22年度と比較しまして0.07%の増というふうなことで、ほぼ同じというふうなことでございました。また、営業外収益につきましては3億3,386万2,002円というふうなことで、前の年度と比較いたしまして1,215万4,638円、3.5%の減となっております。これにつきましては、他会計補助金、一般会計補助金でございますけれども、この減が主な要因でございます。

続きまして、収益的支出のほうでございます。(3)、事業費に関する事項の平成23年度の合計欄でございますけれども、下水道事業費用7億8,274万3,811円ということで、22年度と比較いたしまして1,265万7,508円、1.6%の増となっております。これは、営業費用の管渠及び処理場費が22前年度と比較いたしまして1,800万6,660円、15.8%増加しておりますけれども、昨

日の農業集落排水事業でも出てまいりましたけれども、マンホールポンプの遠方監視設備の通信規格の変更ということに伴いまして、その改造費用が必要になったというふうなことが大きな要因でございます。また、下段のほうの特別損失の過年度損益修正損やその他特別損失につきましては、料金、それから受益者負担金の時効による不納欠損処分をしたものでございますけれども、亡くなられた方、あるいは行方不明等で、そのほかいろいろ理由はありますけれども、徴収不能となったものでございます。この結果、収支差し引き 1 億7,508万688円の純損失というふうなことでございます。

次に、戻っていただきまして、3、4ページの決算報告書のほうの資本的収支でございますけれども、3、4ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出でございますけれども、収入総額では決算額欄の……決算額欄は右のほうでございますけれども、一番上のほうの金額でございます。5億8,347万4,226円でございます。その内訳といたしましては、下のほうに記載してございますけれども、企業債3億3,000万円、国庫補助金9,941万円、他会計補助金1億790万3,000円、受益者負担金及び分担金4,426万1,100円、工事負担金190万126円というふうな内容となっております。

また、支出総額では、同じく決算額欄の上欄のほうで7億8,309万792円というふうなことで、その内訳につきましてもその下のほうで建設改良費の2,120万587円、企業債の償還金、これは元金の償還金ですけれども、5億6,189万205円となっております。

それから、一番下の欄外のほうに記載してございますけれども、資本的収入額が資本支出額に不足する額につきましては1億9,961万6,566円ございますけれども、過年度及び当年度の損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして、次の5ページのほうをお願いいたします。損益計算書でございますけれども、平成23年度の損益の状況をあらわしてございます。1の営業収益の合計で2億7,380万1,121円に対しまして、2番の営業費用、これは合計で5億2,416万3,704円でございます。それで、営業損失が2億5,036万2,583円というふうなことでございます。

また、営業外収益が合計で3億3,386万2,002円、それから営業外費用が合わせて2億5,582万1,897円というふうなことで、経常損失で7,804万105円、それから特別損失を加えました当年度純損失につきましては1億7,508万688円となっております。その結果、下のほうでございますけれども、前年度繰越金と合わせました当年度未処理欠損金は33億1,120万277円となっております。

次のページ、6ページでございますけれども、ちょっと様式が変更になってございますけれども、上段のほうで欠損金計算書でございます。これにつきましては、資本金、それから剰余金、これらの年度内の動きをあらわしてございます。下段の欠損金処理計算書につきましては、右下の未処理欠損金の額を繰越欠損金ということで翌年度に繰り越すというふうなものでござ

います。

それから、7ページは貸借対照表でございます。これにつきましては、年度末における公共下水道事業の財政状態をあらわすというふうな表でございます。資産、負債、資本のほうを記載してございます。

10ページ以降につきましては決算附属書類といたしまして、最初に事業報告書を掲載しております。10ページから11ページには事業の概況、それから12ページから15ページにつきましては工事及び設備の状況を掲載してございます。その下のほうでございますけれども、16ページには業務内容、その後の17、18ページには会計の内容を、それから19から21ページ、これにつきましては収益費用の科目ごとの明細を掲載してございます。その後ろの22、23ページ、これにつきましては固定資産の明細書でございます。動きを掲載してございます。24から33ページ、ちょっと量が多いのですが、企業債明細書でございます。附属書類は以上のようになっております。

以上で認定第13号 平成23年度胎内市公共下水道事業会計決算についての概略説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第13号について質疑を行います。ご質疑願います。

赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 私も、質問をわかって質問するのなら私も自信あるのですが、いまち不安なところがあるのですが、感じたことを質問したいと考えています。

私いつもこの決算書を見るにつけて、未収金が随分あると、去年、おとしよりもまだ1億円もあるという部分で、まず納付書が発行されて、皆さんから協力をお願いするわけなのですが、それにもかかわらず未収金があるということと、今回監査委員さんもおっしゃっていますし、この報告書の中にもあるように受益者負担金が欠損金となって今出ておりますが、今ほど課長の説明だと亡くなった方、それから行方不明の方というようなお話でございましたが、その辺の何か私疑問ですが、その辺のことをお伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 最初の未収金のほうでございますけれども、これにつきましては一番大きいのが料金の未収というふうなことでございますけれども、たまたま3月末が土曜日でございます。口座振替が翌月になったというふうなことがですね、それも大きな理由というふうなことでございますし、あとは翌年度、24年度に入って入金されたもの、これも1,700万円ほどございます。これが新発田市からの維持負担金でございますけれども、そういうふうなものとか、農排とか荒井浜関連の汚泥処理等の負担、これも3月末で精算される、ですから4月に入って納金というふうなことでございます。

あと、受益者負担金のほうなのですけれども、やはり亡くなられた方もおります。行方不明の方もおりますけれども、中にはどうしてもやはり受益者負担金そのものに対しましてなかなか、お金が経済的に大変だというのが一番大きな理由かもしれませんけれども、なかなか払っていただけないというふうなことで、それでもやむにやまれない場合、普通は納付確約を結んで時効にならないようにしてはいるのですけれども、なかなか出ないのが中にはあるのですね。そういうものがやはりありまして、やむなく不納欠損処理しているというようなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 受益者負担というのは、それこそ工事入る前の最初の段階、入り口になると思うのですよね、負担金というのは。その負担金を、死んだからとか行方不明とかというのではなくて、その前に契約というか、たしか私も受益負担しますというような感じで1枚紙、何か領収書もらった記憶がございます。そういう一律にあなたは受益者負担だけお願いしますというのではなくて、その辺がわからないでしたといえればそれまでなのですけれども、やはりこういうのは非常に可能性があるのかないのかを見きわめながらやっていかないと、これから造成工事もあると思いますが、そういうところをしっかりと見きわめてやっていただきたいと思います。

それで、私聞くとところによりますと、家を新築したと、そして入居したと言っても受益者負担金の納付書が来ないのでよねというお話、私にしてみればいったん工事するのだから受益者負担金は払わなければならない、当然だと思っているのに、まだ納付書が来ないのでよねというお話がありますので、どういうサイクルで納付書を発行しているのかお伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） これにつきましては、現在は工事が終わった時点でまず全体の金額を算出しまして、年4回ですね、3年で12回分割というふうなことで請求しているということで、若干おくれる、工事が終わってすぐというようなことでない場合もあるかもしれません。しかし、受益者負担金を請求していないというふうなことはないというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 課長さんのお話だと、完成していればそういうのはないはずだと、絶対納付書はやって支払いはしてもらっているはずだというようなご答弁というふうに私受けとめるのですが、実際建物が完了したということになっても依然として納付書が来ないと。ということは、その人に言わせれば、うちを建てるときは下水道は幾ら要るのだと、何は幾ら要るのだというふうな計算をしながら、そしていつ来るかと待っていると、自然とその銭がなくなっていくという、正直な話なのですよね。そういう部分がありますので、だから納付書はいつ配

付するのですかというふうな話をお聞きしたのです。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 工事が終わった翌年度の4月に入りまして、それを年度で割って分割して請求させてもらっているわけでございますけれども、そういう関係ですね、工事が終わったのにすぐ来ないというふうな例も中にはやはりサイクルとして出てくる可能性はございます。

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 今赤塚さんと同じ不納欠損の関係なのだけれども、これは農集もそうだよ。結局これというのは、準備期間というのはなかなか……例えばその集落が工事に入る、これは工事のあれというのは100%で工事着工になるのですか。それとも、ある程度8割、9割の集落の同意が集められれば工事がスタートするのか。どうしてもきのう説明もあったように、やはりひとり暮らしの人がなかなか下水道もそうですがつないでやったって幾らも……普通の例えばくみ取りでもやって十分というふうな感覚持っているわけだ。だから、逆にこれからだって不納欠損になる可能性というのは多いと思うのだけれども、これは変わらないと思うのだけれども、だからこれは普通の税のあれと同じような例えば差し押さえするとか、そういうあれとはまた違うと思うのだけれども、こういう関係というのはどういうふう処理していくのですか。例えば不幸にして亡くなったと、空き家になったと、せがれさんが東京にいと、ではそこまで請求回してやるのか、その辺のあれというのはどういうふう取り立てみたい流れですかね。でなければ、俺は不納欠損というのは絶対なくならないと思うのです。その辺ちょっとお聞かせ願います。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 農業集落排水事業については、一軒一軒判こをいただいて工事にかかるというふうなことでございますけれども、公共のほうについてはそこまでやっていない。中には下水道そのものについてなかなか理解をしていただけないというふうな方もございますし、またお金の面で経済面でなかなか大変だというふうな方もおりますけれども、皆さん100%の方に了解いただいて工事を進めているというふうな事業でもないというふうなことなのですね。しかし、税金と同じように差し押さえとかできることになってはございますけれども、それにつきましては各市町村、よそを見てもそこまではなかなか執行していないというふうなことが現実のようでございます。ということで、しかし入金されないものについてはその名義の方が第1次的な負担ということでございますけれども、家族の方とか子供さんとか、その辺の方をお願いしていただいているケースもございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） これは営業には直接関係ないのですが、水道管の老朽化によってこれか

ら恐らく漏水事故というか、漏れる事故がこれから起きてくると思うのですが、その場合個人の土地で漏水が起きたと、その工事代金はどこまで市の負担でどこまで個人の負担になるのか、どういうふうに認識されているのか、それ1点と、それと漏水していても本管みたいな大きな……

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員、今は公共下水道です。

○委員（小林兼由君） 申しわけありません。

下水道ですけれども、ガソリンスタンドとか洗車場、また油を大きく扱う食堂とか、その辺に対しての水の流しというか、そういうものはどういうふうに指導されているのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 原則的には家庭用でございますけれども、中にはそういうふうな油類とかというふうなこともございますけれども、それはケース・バイ・ケースというふうなこともございますけれども、あまり量の多いものについてはこれはもう受け入れしないというふうな方向でやってございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） ガソリンスタンドにつきましては、油分、ノルマルヘキサンと俗に言う物質が入っているのだそうで、これは下水道法で何ppmで受け入れると決まっておりますので、ガソリンスタンド関係につきましては油水分離器、いわゆる特定施設になりますので、油水分離器を義務づけてそれを設置していただいて、それで下水へ流してもらおうということで指導しており……実際そうやってもらって下水道に流すという状況でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それはグリーストラップというか、そういうものを凝固するものをつけているかつけていないかの確認はしないということか。

それと、油処理にはかなりの金かかるとは思いますが、その辺はどう考えていますか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） 油処理といいましても油水分離器、皆さんもご存じかもしれませんが、堰を置いて、油は当然上に浮きますので、その浮いたやつを最終的にくみ取って業者処理というものですので、そんなに装置としては、既製品がありますので、既製品で地下のほうにつけるなりして、浮いた油については業者に引き取ってもらうということですので、そんなに費用はかからないのではないかとこのように思います。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それでは、そういうことにおいてはあまり神経質になる必要はないのではないかとこのように見解ですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） 一件一件、家庭でもそうですけれども、排水設備を設置していれば、今業者が……業者に任せているのですか、検査を。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副市長（丹呉秀博君） 職員と……

〔「立ち会いしています」と呼ぶ者あり〕

○副市長（丹呉秀博君） 職員が一件一件立ち会いしていますし、ガソリンスタンドにつきましても同様ですので、一軒一軒全て完了検査終わった段階で検査済証を発行しておりますので、全て確認済みでしたので、処理場としては規定の濃度で来れば全然問題はございません。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今処理の話が出たので、私ももう前から思っていたのですが、昨年大震災を契機に国の最終汚泥の処理というもの、全国的に問題があったのですが、胎内市の最終処分の汚泥、量はどのぐらい年間出るのか、最終処理方法どうやっているのか、金額どのぐらいなのか、簡単でいいですから教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 今書類持ってきたのですけれども、ちょっと捜し出せませんので、農集汚泥としては7,000トンぐらい浄化センターのほうに持ってきているのですけれども、それを炭化して44トンぐらいを市外の業者のほうに販売しているというふうなことでございます。年間ですね。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それは放射線、ベクレルの検査とか、そういったものは当然やられての部分で問題なく販売しているというふうに考えていいですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 脱水汚泥につきましては、検査しまして、出ていないというふうなことで確認しております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第13号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第14号 平成23年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） それでは、認定第14号 平成23年度胎内市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の概況のほうから説明させていただきます。決算書の10ページをお開き願ひ

ます。総括事項といたしましては、平成23年度末の給水人口は前年度と比較いたしまして190人、0.8%の減というふうなことでございました。それで、2万3,877人ございます。それから、給水戸数につきましては87戸、1.0%の増というふうなことで8,735戸となっております。また、有収水量につきましては0.3%、9,219立方メートルの減というふうなことで274万5,184立方となっております。

次に、建設改良事業の状況でございますけれども、配水管整備事業といたしまして、石綿管更新工事や配水管布設がえ工事などで1,100メートルの布設をいたしております。また、施設整備事業といたしまして、猫山配水池のタンク塗装工事や下高田配水池の計装装置の更新工事を実施いたしております。

次に、経営状況につきましては決算書に従ってご説明申し上げます。また、消費税込み、抜きの関係ですけれども、これも公共下水道事業と同じように1ページから4ページまでの決算報告書、それから12ページから14ページまでの建設改良工事の概況、これについては消費税込みというふうなことでございまして、あとは消費税抜きの金額で掲載してございます。

最初に、収益的収入及び支出の状況でございますけれども、公共下水道と同じように前年度との対比ということで説明させていただきますので、16ページのほうをお願いいたします。16ページの収益的収入、(2)でございますけれども、事業収入に関する事項でございます。水道事業費用の平成23年度の合計欄というふうなことで5億8,790万2,971円、これは22年度と比較いたしまして462万4,998円、0.8%の増というふうなことでございます。収入の主なものとしたしましては、給水収益が5億6,110万5,405円というふうなことで、22年度と比較いたしまして50万3,769円、0.1%の減というふうなことでございます。水道料金の収納率につきましては、22年度と比較いたしまして0.17%高い97.31%というふうなことでございました。また、その他営業収益でございますけれども、これにつきましては前の年度と比較いたしまして363万3,246円、17.2%増というふうなことでございます。これにつきましては、公共、それから農排の料金賦課徴収業務の増というふうなものが主な理由でございます。また、営業外収益の他会計補助金につきましては、職員の基礎年金部分に係る拠出金というふうなことで、繰り出し基準に基づきまして一般会計のほうから繰り入れいただいたものでございます。

次に、収益的支出でございますけれども、(3)の事業費に関する事項でございます。水道事業費用、平成23年度の合計欄、4億7,049万1,353円というふうなことで、前の年度と比較いたしまして380万9,084円、0.8%の減というふうなことで、総体的には平成22年度と比較して大きな金額の違いはございませんでした。受水及び浄水費につきましては、取水場、それから浄水場などに係る電気料、管理委託料でございます。また、配水、給水費につきましては、配水池や配水管などの維持管理経費、メーター取りかえが主なものでございますし、総掛かり費は人件費、検針料金に係る経費でございます。その下は減価償却費でございますけれども、年々

わずかですけれども、減少してきているということでございますし、営業外費用の支払利息、これにつきましては起債の利子というふうなことでございますし、特別損失の過年度損益修正損は料金不納欠損分というふうなことでございます。その結果、収支差し引き 1 億1,741万1,618円の純利益というふうなことでございました。

それから、この収益的収支の明細につきましては、後ろのほうの18ページから21ページのほうに明細ということで掲載をしてございます。

それから、資本的収入及び支出でございますけれども、前のほう、3ページ、4ページのほうへちょっと戻っていただきたいというふうに思います。これは消費税込みの金額というふうなことでございます。決算報告書の(2)の資本的収入及び支出でございます。収入総額につきましては、右側の4ページのほうの決算額欄というふうなことでございますけれども、上段のほうで総額が8,175万759円というふうなことでございました。内訳は、企業債6,800万円、工事負担金1,375万759円というふうなことでございました。それから、23年度から水道事業につきましても負担をちょっと延ばすというふうなことで、資産の耐用年数に見合った負担というふうなことで資本費平準化債を3,800万円起こしております。この平準化債によりまして負担の適正額とより安定的な事業運営が可能となるというふうなことで思っております。

それから、支出の総額でございますけれども、同じく決算額欄の3億2,745万3,373円でございますけれども、内訳は建設改良費6,128万9,234円、企業債償還金が2億6,616万4,139円でございます。22年度、前の年度と比較いたしまして873万4,770円の減となっております。

欄外ですけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,570万2,614円につきましては、当年度分の資本的収支調整額、それから過年度及び当年度分の損益勘定留保資金で補填してございます。

それから、次のページの5ページにつきましては、水道事業の損益計算書でございます。平成23年度の損益の状況をあらわしてございますけれども、営業収益で5億8,609万1,247円、営業費用が3億4,214万2,254円でございますので、営業利益は2億4,394万8,993円でございます。また、営業外収益につきましては181万1,724円、営業外費用につきましては1億2,735万6,209円ございましたので、経常利益で1億1,840万4,508円、それからその下の特別損失を引いた残りの金額が1億1,741万1,618円、これは当年度純利益ということでございました。これによりまして、当年度の23年度末の未処理欠損金が1億7,002万4,354円となりまして、前の年度よりも欠損金が40.8%減少してございます。

次に、6ページにつきましては、上段に欠損金計算書を載せてございます。これも資本金や剰余金の動きをあらわしている表というふうなことでございます。23年度から若干様式が変更されているというふうなことでございます。その下のほうの欠損金処理計算書、これにつきましても右下のほうで未処理欠損金を翌年度に繰り越すというふうなことでございます。

次のページは、貸借対照表というふうなことで、水道事業の年度末の財政状況を明らかにしている資産、負債、資本をあらわした表でございます。

9ページ以降には附属資料を添付してございますけれども、10、11ページに事業の概況、それから12から14ページには23年度の工事及び設備の状況、15、16ページには業務内容、17ページ会計内容、それから18ページから21ページまでは収益費用の明細書、続いて22から25ページまでは固定資産明細書、それから26ページから31ページ、最後までですが企業債の明細書を掲載してございます。

以上で認定第14号 平成23年度胎内市水道事業会計決算についての概略の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第14号について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 営業とは直接関係はありませんけれども、水道管の老朽化によってこれから漏水事故がということを考えられるわけですが、本管とかそういうところは問題ないのですが、個人の敷地内、そこに起きた場合、その工事の工事代金の負担、どこまでが市の負担でどこからが個人の負担になるのかということと、それと漏水している場合、本管とか大きく出ているところは表に出ますから結構発見されやすいのですが、うちの引き込み線というか、引き込みというか、その辺は地下にあるものだからなかなか見えにくいと、わかりにくい。その場合、当然水道料金に上乘せというか、水道料金として徴収されるわけですが、それが1日や2日、また1カ月くらいだったら問題ないでしょうが、3カ月や4カ月も経過してだとそれがみんな漏水分も水道料金として徴収されたら、そのわかった時点の扱いはどのようになりますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） まず、漏水の場合の一般の境なのですけれども、につきましては敷地の管理境というふうなことでございます。自分の敷地の漏水については負担していただく……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（藤木繁一君） 以前はメーターというふうなことでございましたけれども、現在は管理界というふうなことで、恐らくよその市町村もそうだと思いますけれども、見てならってございます。

それから、漏水の場合特に冬場は雪があつてなかなか検針……検針すれば一月ごとに検針して発見できるのでございますけれども、なかなかできないというふうなことで、市報のほうにも掲載させてもらいますけれども、なるべく注意深くメーターのほうを監視してまいりたいというふう

なこともございますし、もし漏水した場合につきましては、当然下水道のほうについては漏水ですので全部減免になりますし、水道のほうも原則50%までは減免はしてございます。また、内容によってはいろいろとまたそれ以上にまだかげんする場合もございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） よくわかりました。

敷地内はメーターまでと、メーターは市の所有ですね。

〔「今メーターでないんだ。変わったんだ」と呼ぶ者あり〕

○委員（小林兼由君） だから、メーターまでが市の……

〔「本管から」と呼ぶ者あり〕

○委員（小林兼由君） 本管からね。それは間違いないのですよね。メーターは市のものでしょう。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） メーターは監視をしているというふうなことで使用料をいただいているというふうなことで、8年に1遍取りかえしてもらおうということですので、メーターそのものについては市が貸し付け……利用させていただいているというようなことでしょうか、そのものについては市の所有と、メーターですね、でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） その辺のことを住民の多くは知らないと思うのですよね。

それと、個人の漏水事故というか、そういうのは年間どのくらい出てくるものですか、今のところ。漏水事故、個人の。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） これは簡易水道もちよっと含めてで申しわけないのですけれども、全部で124件ございました。23年度ですね。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 有収率についてお聞きしますけれども、76.3、22年度より若干よくなっていますけれども、よその市町村の水道の有収率もこんなものなのでしょうか。もう少し高いとか、漏水があっても、使用者から金もらうのですが、というようなわけです、その辺の管理というのは今の状況については、

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 有収率が前よりもちよっと下がってまいりましたのですけれども、今ちよっと76.3、昨年度が若干、22年度よりは若干上昇しているとはいいいながら低いというふうなことで、よその市町村はやはり80以上だというふうに思っております。そういうこと

で、私どもいろいろ特に乙地区、富岡水源のほうの赤水の関係で常に少し出していたり、あるいは工事のときに泥はけ等もしましてそういうふうなものもやったりということをやっていますけれども、やはりそういうものがかなり大きいのではないかというふうに思います。そういうことで、ことしに入って今分80くらいまでは上がってきているかと思うのですけれども、ちょっとその辺いろいろと絞り方を調整したり、いろいろ工面してやっていると。漏水そのものについては、だんだん上水道につきましては減ってきてございます。昨年度23件というふうなことで、その前が48件とか、その前は100件ぐらいある年もございましたので、漏水はだんだん減っているというようなことでございますので、やはりそういうふうなことが大きいのかなど。中には漏水していても出てこないのもあるのかもしれませんが、そういうふうなことで今現在はちょっとは上昇してきているというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） これはとんでもないことを聞くみたいだけれども、何年かなりですが、水澤化学による水質汚染は今は全部収束したのですか。今現状はどのようになっているか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 水道事業に係る影響でございますけれども、当時まだ上水道の行っていない地区、塩津、弥彦岡方面に緊急配管して、後に本格的な配管工事しましたけれども、特に水質的にはあそこのほう影響は起きていないというふうなことでございます。そして、料金的にも特に水澤化学の問題で影響が、水道事業に何か影響があるというふうなことではございません。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それでは、もう全然問題はなくなったということで認識していいのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） 水道事業についてはというふうなことでございますけれども、特に影響はございません。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第14号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第15号 平成23年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。
藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木繁一君） それでは、続きまして認定第15号 平成23年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、工業用水道事業の概況のほうから説明をさせていただきます。9ページをお願いいた

します。工業用水道につきましては、平成8、9年度に新潟中条中核工業団地の清水地区への工業用水供給施設としまして地域整備公団が9割、旧中条町1割の費用負担ということで完成してございます。しかし、現在に至るまで工業用水を使用していただけの企業の進出がまだないというふうなことでございます。ということで、23年度につきましても主に元利償還金でございすけれども、一般会計のほうからの補助をいただいているというふうなことでございす。

それでは、工業用水道事業会計決算書の1、2ページをお願いいたします。関連でございすけれども、1、2ページ、それから12ページのほうに収益費用明細書というようなことで詳しく、詳しくと申しましてもあまり細かくないのですけれども、載せてございます。収益的収入では、営業外収益でございすけれども、一般会計からの補助金44万8,000円というふうなことで、これにつきましてはあとは預金利息155円、合わせまして44万8,155円というふうなことでございす。主に起債の利子に充てる分ということでございす。

収益的支出につきましては、営業費用の主なものとして減価償却費89万4,376円、営業外費用で企業債利息で40万4,897円、支出合計で130万873円でございます。

次に、3、4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございすけれども、資本的支出、これは企業債の償還金というふうなことで105万1,561円、資本的収入ではそれを賄うための一般会計からの補助金というふうなことで105万2,000円というふうなことでございす。

次に、5ページは損益計算書で、損益の状況をあらわしてございす。当年度純損失は85万2,718円。結果といたしまして、繰越欠損金、当年度未処理欠損金が503万2,283円となっております。

6ページにつきましては、上段で欠損金計算書、資本剰余金の年度末残高が2億5,211万7,129円となっております。

下のほうは欠損金処理計算書ということで、右下のほうで翌年度に欠損金を繰り越すということでございます。

7ページは、貸借対照表でございすし、次ページ以降には決算附属資料というふうなことで、事業の概況、業務内容、会計内容、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載してございす。

以上で認定第15号 平成23年度胎内市工業用水道事業会計決算についての概略説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第15号について質疑を行います。ご質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑がないようなので、以上で認定第15号の質疑を打ち切ります。

以上で当委員会に付託された議案に対する質疑は終了しました。

お諮りします。ここで全課長の出席を求めるために暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議がないので、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 全員そろいましたので、時間前ではございますが、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、これより各議案の採決を行います。

最初に、認定第2号 平成23年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成23年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成23年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成23年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成23年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成23年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成23年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成23年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成23年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成23年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 平成23年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第13号 平成23年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第13号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第14号 平成23年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第14号は認定すべきと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第14号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第15号 平成23年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第15号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第15号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第15号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございます。

午前11時17分 閉会